

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように諸制度を整備し、透明性のある公正な経営が行われるように体制を整えております。
また、全ての利害関係者を視野に入れ、役職員が常に高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行することが必要不可欠であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川路 耕一 信託口	3,136,100	53.11
KYエンタープライズ株式会社	443,800	7.51
川路 洋子	175,400	2.97
川路 猛	142,500	2.41
森井 利幸	68,500	1.16
川路 耕一	67,700	1.14
EH株式会社	62,200	1.05
北村 悟	53,300	0.90
安藤 まこと	40,900	0.69
淡輪 敬三	38,900	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無	川路 耕一
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針[\[更新\]](#)

支配株主との重要な取引につきましては、一般的の取引と同様の適切な条件とすることを基本とし、取締役会において取引内容および取引の妥当性について審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社および上場子会社を有しておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田 拓朗	弁護士											
淡輪 敬三	他の会社の出身者											
安藤 まこと	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田 拓朗	○	○	—	岩田拓朗氏は、弁護士として高い見識を有しており、その高度な法的知識や経験、財務会計的知見を有する立場から、少数株主の利益に配慮した公平な判断、アドバイスをいただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。また、企業戦略およびガバナンスに関し、「外部の目」として経営に意見できる立場にあり、当社の経営の透明性向上と公正性確保を目的とした業務執行に対する一層の監督強化を可能にするものと考え、同氏を独立役員として選任いたしました。なお、当社と岩田拓朗氏との間に特別な利害関係はありません。
淡輪 敬三	○	○	—	淡輪敬三氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をお願いいたく、社外取締役候補者といたしました。当社と淡輪敬三氏との間に利害関係はない、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
安藤 まこと	○	○	—	安藤まこと氏は、公認会計士として高い見識を有しており、その専門的な知識・経験等をもって、当社の業務執行に対する助言・提言をお願いしたく、社外取締役候補者といたしました。当社と安藤まこと氏との間に利害関係はない、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、コンプライアンス部において補助するものとし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

また、監査等委員会は、コンプライアンス部の従業員の異動・考課に関する意見を述べることができますとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、定期的に内部監査部門であるコンプライアンス部および会計監査人から監査計画の概要、監査結果、内部統制システムの状況等について報告を受け、情報共有、意見交換を行いながら連係を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成17年6月18日付けで役員退職慰労金制度を廃止し、役員に対するインセンティブにつきましては、ストック・オプション制度の導入を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

長期的な企業価値向上への貢献意識や士気を高める目的で付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、総額を開示しております。

平成28年3月期の役員報酬等の総額

取締役(監査等委員、社外取締役を除く)	164百万円
監査役(社外監査役を除く)	2百万円
社外役員	17百万円

(注)当社は、平成27年6月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

監査役に対する支給額は本件移行前の期間に係るものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績連動によることを基本とし、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準となるよう適宜検証し、決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役3名は、毎月開催される取締役会および監査等委員会に出席することとなっております。取締役会の事務局は総合企画部、監査等委員会の事務局はコンプライアンス部となっており、取締役会および監査等委員会の会日3日前までに議案および参考資料等の情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

【取締役会】

経営上の意思決定機関として、原則月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。法令および定款に定められた事項、ならびに重要な業務に関する事項を決議し、職務執行状況を監督いたします。

【取締役社長】

最高経営責任者として取締役会の議事運営に当たるとともに、当社全般の業務執行を統轄しております。

【経営会議】

常勤取締役および執行役員で構成され、経営計画、予算、その他経営全般に関する基本方針等の協議を行っております。

原則として毎週1回開催しております。

【監査等委員会】

社外取締役3名で構成され、各監査等委員は監査方針、監査計画等に従い、取締役等からの業務執行の聴取、重要な書類の閲覧、業務および財産の状況の調査等により取締役会の意思決定の過程および取締役の職務執行状況を監査いたします。

また、内部監査部門や会計監査人との連携により監査を一層充実させるとともに、コンプライアンスや業務管理体制等の状況についてのモニタリングを行い、取締役会に報告・意見具申することにより経営監督機能の強化を図っております。

【コンプライアンス委員会】

コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムに沿った業務運営の確認および金融庁が定める金融商品取引業者等検査マニュアルにおける法令等遵守態勢の確認を目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムに基づき、是正すべき事項があった場合については取締役会に提言することとしております。

【リスク管理委員会】

内部管理統括責任者を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理することで、環境の変化に対応した総合的なリスク管理体制の構築に努めております。

【懲戒委員会】

金融商品取引法およびその他関係法令に違反する行為、日本証券業協会が定める自主規制規則に掲げられている行為等を行った者に対して、就業規則に定める懲戒の取扱規則及び懲戒委員会における懲戒規程の運用基準に沿って「懲戒委員会」が処分の量定を決定いたします。

懲戒委員会には顧問弁護士をオブザーバーとして迎えることにより、恣意的な運用がなされることのない体制としております。

【会計監査人】

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は千葉達也氏および出口賢二氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名およびその他17名であります。

【内部監査】

当社の内部監査については、会計監査人による法定監査のほか、コンプライアンス部を中心とした内部監査部門が定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は、代表取締役に直接報告を行うとともに、不備事項が発見された場合は、該当部署に改善を指示し、適宜、改善状況の報告を求めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法により新たな機関設計として導入された監査等委員会設置会社に移行しました。自ら業務執行しない社外取締役を複数置くことにより、業務執行と監督の分離を図り、社外取締役が監査を担うとともに、経営者選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすことを意図する制度であり、取締役会の監督機能の充実を目的としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(2週間)より早期に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて決算情報、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部がIR担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー規程」において、適切な情報開示について規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを以下のとおり整備しております。

(1)取締役の職務執行の法令および定款への適合性を確保するための体制

取締役会は、コンプライアンスについての基本方針を定め、全取締役はコンプライアンスが企業活動の前提であることを確認することとしております。

取締役会は、コンプライアンス体制の確立のためコンプライアンス・マニュアルを整備し、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員長は取締役会が任命した者とし、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスを実践していくためのコンプライアンス・プログラムを策定し、その業務執行状況について、取締役会、監査等委員会に定期的に報告することとしております。

取締役会は、全役員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすようにコンプライアンス・マニュアルに基づいて誠実に努力致しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会は、重要な意思決定および報告に関する情報を管理するため、文書保存基準および稟議決裁要領に従い、文書または電磁的媒体に記録し、10年間保存することとしております。

取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、法令と良識に従い誠実に職務を遂行するよう努めております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が管理すべきリスクは多様化・高度化しており、その管理に専門性を要することから、当社はリスクの所在と種類を明確にしたうえで各部署が管理を担当し、内部管理統括責任者がリスク全般の管理統括を行う体制としております。

取締役会は、管理すべきリスクについて、リスク管理規程に基づきリスクカテゴリーごとに責任者を定めるとともに、内部管理統括責任者を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理することで、環境の変化に対応した総合的なリスク管理体制の構築に努めしております。

また、リスク管理に関する重要事項の審議決定については、取締役会がその権限を経営会議に委譲し、報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的な対応が可能な体制としております。

なお、コンプライアンス部は、部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告することとしております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤取締役で構成される経営会議を設置し、経営計画、予算、重要事項、その他経営全般に関する基本方針等について取締役会への付議に先立って協議を行うこととしております。

また、取締役会の決定に基づいて、業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図ることとしております。

(5)使用者の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、コンプライアンスについての基本方針を定め、繰り返しその精神を全従業員に伝えることにより、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底させております。

具体的には、コンプライアンス・プログラムに基づき、社内および外部の研修等による従業員のコンプライアンス教育を徹底しております。

コンプライアンス部は、内部監査によりコンプライアンス上の問題の有無の調査を行っております。

また、弁護士事務所を窓口とする、社内の不正・違反行為に関する「通報相談窓口」を設置し、通報内容の調査を行い、適切な措置をとることとしております。

(6)会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、毎月開催される取締役会において、子会社の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、関係会社管理規程に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法等をルール化するほか、子会社が一定の重要な事項について行おうとする時は、事前に当社に報告を行い、承認を得なければならないこととしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営管理については、子会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、子会社の経営情報およびリスク情報を把握することとしております。また、当社は子会社の管理部門を定めており、管理部門は、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容および当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営を行うために、子会社を含めた企業集団としての中期および年度経営計画等を定め、その共有をはかり推進します。

ニ 子会社の取締役等および使用者の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの全役員・社員が準拠すべき行動の規範として「ミッション・ビジョン・バリュー」を定め周知徹底を図っております。

(7)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用者に関する事項および当該取締役および使用者の取締役(当該取締役および監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用者の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、コンプライアンス部において補助するものとし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

また、監査等委員会は、コンプライアンス部の従業員の異動・考課に関する意見を述べることができます。

(8)取締役および使用者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役および業務執行取締役は、次に該当する事項を監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

1.重大な法令・定款違反、2.会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、3.毎月の経営状況として重要な事項、4.コンプライアンス部が実施した監査結果、5.リスク管理の状況、6.内部通報制度に基づき通報された内容、7.その他コンプライアンス上重要な事項

また、子会社の取締役等および従業員ならびに当社の従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとしております。

なお、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けることがないよう、その旨を周知徹底いたします。

(9)当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

(10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ同時に意見交換会を開催することとしております。

(11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の信頼性と適正性を重視し、財務報告の基本方針に基づき、適正な財務情報の開示および透明かつ健全な企業経営を実践してまいります。

(12)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

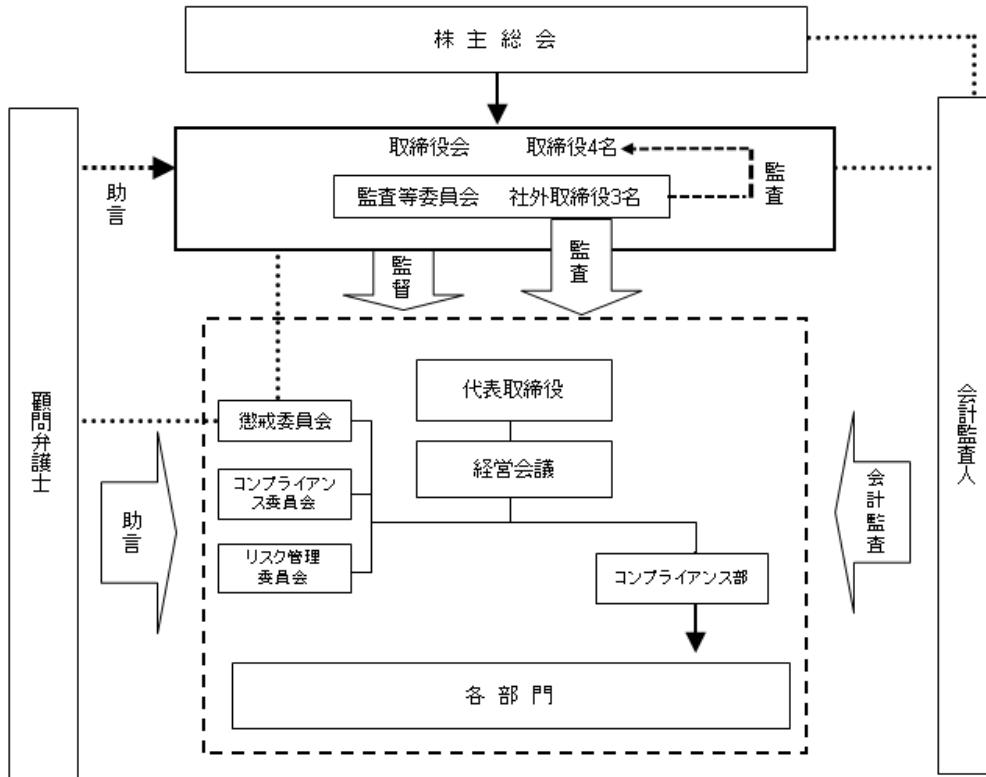
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、情報開示については、取締役会、経営会議での審議事項のほか、決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報を総合企画部に集約し、開示体制の一元化を図るとともに、法定開示にとどまらずIR活動等の「自発的(任意的)開示」にも積極的に取り組んでおります。

模式図(参考資料)



適時開示体制の概要(模式図)

